

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A



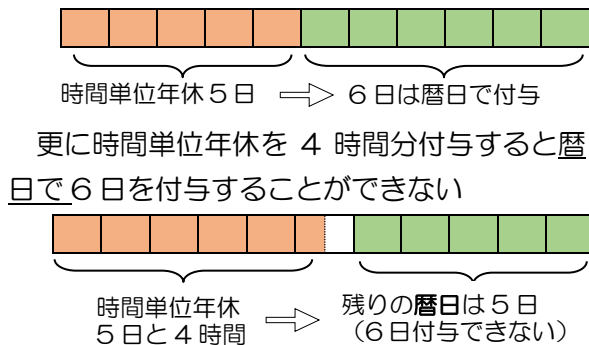
— 年次有給休暇の取得単位 —

Q： 当社では年次有給休暇の消化率を上げるため、時間単位の年次有給休暇制の導入を考えています。少しでも利用しやすいように、全て時間単位による取得とすることはできるでしょうか？

A： 年次有給休暇年次の**時間単位付与**（**時間単位年休**）は、仕事と生活の調和を図る観点から、**労使協定により 5 日を限度**に時間を単位として与えることができることとしたものです。

労働者には時間単位で休暇を取得できる方が便利な場合もありますが、労使の合意があっても 5 日を超えて時間単位年休を付与することはできません。これは、年次有給休暇制度は本来、「**まとまった日数の休暇を取得**する」（**暦日単位**で休暇を与える）という趣旨で、**時間単位の付与は例外的に認めているものだから**です。

例：法定の年次有給休暇の付与総日数が 11 日で時間単位年休を最大の 5 日分付与→残りの日数(6日)は暦日により付与する義務があるが、



任意に法定を上回る日数を付与している場合は、その超えている日数については時間単位年休として運用することができません（上記の例で 13 日付与する場合、5 日+2 日（13 日—法定 11 日）=7 日まで時間単位年休とすることが可能）。



法改正ニュース

— 失業等給付の拡充（雇用保険法改正） — （平成 29 年 4 月 1 日～）

①**30～45 歳未満の特定受給資格者**（解雇・倒産等による離職者）の基本手当の所定給付日数の引上げ

特定受給資格者	算定基礎期間	(従前) 改正後
30～35 歳未満	1 年以上 5 年未満	(90 日) 120 日
35～45 歳未満		(90 日) 150 日

②雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする暫定措置を 5 年間実施（平成 34 年 3 月 31 日までの離職者を対象）

その他、

- ・リーマンショック時創設の暫定措置を終了
- ・雇用情勢が悪い地域の居住者の給付日数を 60 日延長する暫定措置を 5 年間実施
- ・災害による離職者の給付日数を原則 60 日（最大 120 日）延長できることとする など

平成 29 年度の雇用保険料率が変わります

◆平成 29 年 3 月 31 日まで

事業の種類	保険料率	事業主分	被保険者分
一般の事業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{4}{1000}$
農林水産・清酒製造業	$\frac{13}{1000}$	$\frac{8}{1000}$	$\frac{5}{1000}$
建設業	$\frac{14}{1000}$	$\frac{9}{1000}$	$\frac{5}{1000}$

◆平成 29 年 4 月 1 日から

事業の種類	保険料率	事業主分	被保険者分
一般の事業	$\frac{9}{1000}$	$\frac{6}{1000}$	$\frac{3}{1000}$
農林水産・清酒製造業	$\frac{11}{1000}$	$\frac{7}{1000}$	$\frac{4}{1000}$
建設業	$\frac{12}{1000}$	$\frac{8}{1000}$	$\frac{4}{1000}$